

資料紹介

19世紀後半ベルリンにおける ユグノーたちの「オフィシャルな」歴史叙述

ミュレ『ブランデンブルク＝プロイセンにおける
フランス人入植地の歴史』(1885年)

塚本 栄美子

[抄 録]

本稿は、ベルリンを中心とするブランデンブルク選帝侯領にフランス系改革派信仰難民が定住する契機となった、ポツダム勅令の発布から200周年を機に出版されたミュレによる歴史書『ブランデンブルク＝プロイセンにおけるフランス人入植地の歴史』(1885年)の内容を検討する。そうすることによって、移住から6・7世代を経た宗教的マイノリティが受け入れ地域でどのような集合的記憶をはぐくんできたかを確認する。

ドイツ語圏の集合的記憶にかかる研究のリーダーであるエティエンヌ・フランソワによれば、19世紀後半は「第2のユグノー神話」への転換期であり、「ユグノー・ルネサンス」と呼ばれる時期にあたる。そうしたなか、当該歴史書が、彼らの集合的記憶形成の歴史において前世代からの一つの帰結点として、また新しい時代の出発点として持つ意味を考察したい。

キーワード ベルリン、ユグノー、アイデンティティ、歴史叙述、集团的記憶

はじめに

ベルリン中心部のジャンダルメン広場の一角に建つフランス聖堂内のベルリン・ユグノー博物館に、2017年から2021年の大改修⁽¹⁾前まで、ベルリンおよびブランデンブルク＝プロイセンのフランス系改革派教区の正史として飾られていたのが、ミュレによる『ブランデンブルク＝プロイセンにおけるフランス人入植地の歴史』(1885年、以下『コロニーの歴史』と略す)⁽²⁾である(図1)。のちに詳述するが、本書は、当地にフランス系改革派信仰難民が亡命・定住するきっかけとなったポツダム勅令発布200周年を記念して執筆されたものであり、それ以降

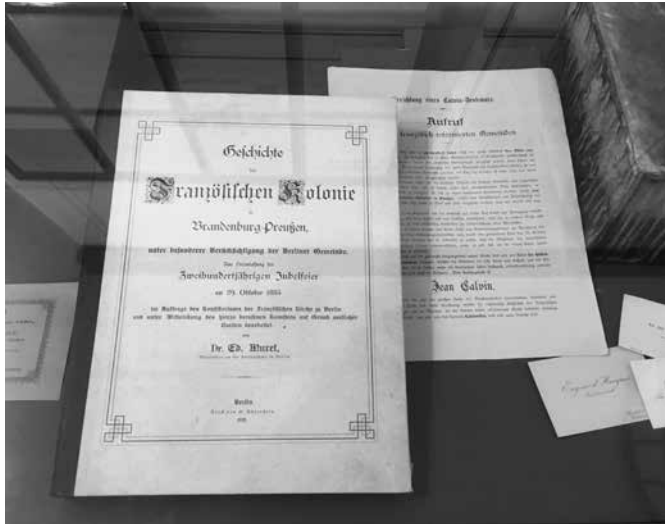


図1 ベルリン・ユグノー博物館に展示される『コロニーの歴史書』（2017年3月筆者撮影）

当該地域のフランス系改革派信仰難民の子孫たちにとって入植の正史としての役割を100年以上も担ってきたものである。いわば、フランス系改革派信仰難民の末裔たちの集合的記憶の終着点ともいえる。もちろん、本書だけで彼らの集合的記憶のすべてが語られるわけでも、その性格が定義できるわけでもない。しかしながら、少なからずその核をなすものであり、ここからさまざまな記憶のありよう

が派生していることも否定できない以上、注目すべき史料である。

ベルリンを中心とするブランデンブルク＝プロイセンのフランス系改革派信仰難民の入植の歴史にかかる書物はほぼ100年ごとに著されている。一つ目は、入植第1世代でベルリン入植地の責任者でもあったシャルル・アンシヨンの手になる『ブランデンブルク選帝侯殿下の御国に信仰難民が定住した歴史』（1690年）⁽³⁾（以下『アンシヨンの歴史書』と略す）である。二つ目は、1782年から99年に刊行された9巻本で、ベルリンのフランス系改革派教区の説教師であったジャン＝ピエール・エルマンとフレデリック・レクラムによる『プロイセン王国におけるフランス人信仰難民の歴史のためのメモワール』⁽⁴⁾（以下『メモワール』と略す）である。そして、三つ目が『コロニーの歴史』である。

はじめの『アンシヨンの歴史書』は、筆者がすでに別稿⁽⁵⁾で検討したように、歴史書というよりは亡命を躊躇う同胞たちへの「入植ハンドブック」としての色彩が強かった。これに対し、後者二点は歴史書、当地のフランス系改革派信仰難民の子孫たちの集合的記憶の核をなすものである。

とりわけ『メモワール』は、ドイツ語圏の集合的記憶にかかる研究のリーダーであるエティエンヌ・フランソワ⁽⁶⁾や、本書9巻すべてを丹念に検討したヴィヴィアン・ローゼン＝プレスト⁽⁷⁾により、当地の入植地の歴史叙述に決定的な影響を及ぼした歴史書として高く評価されている。と同時に、そこに見える「優れたフランス人であること」「ホスト国の統治者に感謝し忠実であること」「ホスト社会の発展に貢献していること」という3つの要素が、フランス系改革派信仰難民がヨーロッパ各地の受け入れ社会に発展や近代化をもたらしたという「ユグノー神話」とでもいべきものの見方の土台となった、としている⁽⁸⁾。

いっぽう本稿で紹介する『コロニーの歴史』に対しては、多くの情報を『メモワール』に依存している、として、あまり評価の対象としていない⁽⁹⁾。筆者は、本稿でこうした評価に変更を加えようとは考えていない。ただ、前者二点がフランス語で書かれているのに対し、『コロニーの歴史』はドイツ語で書かれている。やがて20世紀前半になると『アンシヨンの歴史書』もドイツ語に翻訳される⁽¹⁰⁾。信仰難民の子孫たちの手による歴史書の執筆言語におけるこうした変化は、彼らのホスト国への同化を示すものであると同時に、主体的に何らかの変化に対応しようとする表れでもある。

フランソワらの指摘を待つまでもなく、19世紀後半は、ドイツ帝国が成立し、領邦レベルを超えた国民国家形成期を迎え、ユグノーたちの集合的記憶の在り方にも変化があった時期とされる。19世紀前半のÉmigrésとの出会いと世紀後半のドイツ帝国の誕生は、亡命の地で君主の保護のもとフランス人として生きてきた者たちに、現実的なあり方と同時に意識のうえでも大きな変更を迫った。前者は、フランス系改革派信仰難民の子孫たちに、フランス革命の難を逃れてやってきたÉmigré（移入民）たちが、かつてRéfugié（信仰難民）と呼ばれた自分たちの祖先とも、その文化を引き継いできた自分たちとも全く異なり、自分たちは「フランス人」ではないかもしれない、という自己認識をもたらした。後者は、すでに19世紀前半からはじまっていたことではあるが、ホスト国で「フランス人」としての特権を保障していた制度的な枠組みの崩壊を決定づけた。そうしたなか、Réfugiésの子孫たちは「フランス人」であることを放棄し、「ユグノーであること」を選択するようになる⁽¹¹⁾。これが「ユグノー・ルネサンス」と呼ばれるものである。当領邦のフランス系改革派信仰難民の子孫たちも、意識的であれ無意識的であれ、この流れに掉さして生きていくことになった。そうした転換点に刊行されたのが『コロニーの歴史』だったのである。

そこで、本稿では、たとえ歴史的事実として新味のあるものを提供していなくても、当該時期に刊行された『コロニーの歴史』の記述を検討することにより、フランス系改革派信仰難民の子孫たちの意識や認識における「変わらないもの」と「変わりつつあるもの」とを見定めていきたい。

1 ミュレとその歴史書の誕生

著者であるエドゥアール・ミュレ (Eduard Muret) については、必ずしも多くのことは分かっていない。ピエモンテのアルプス渓谷地方出身のヴァルド派信仰難民の末裔で、祖先はいったんヴェルテンベルク地域に定住したのちベルリンに再移住したようである。ミュレ家の当地での歴史は、シュトゥットガルトに生まれ絹織物関係の仕事に就いていた曾祖父エティエンヌ (Etienne、生年不詳、1784年没) に始まる。その後もベルリンで、祖父のポール・イザク (Paul Isaac、1756-1814年) が時計職人として、父サロモン (Salomon、1790-1846年) が

皮革職人として活動していた。それゆえ、ミュレ家は、エドゥアールの生まれた1833年の時点で、すでにベルリンのフランス系改革派教区に定着していた⁽¹²⁾といえる。

エドゥアール自身の経歴を追うと、ベルリンとハレで高等教育を受けたのち、インターンを経て、ベルリン近郊の実科学校やギムナジウムで教鞭をとっている。その後1864年にはベルリン中心部のルイーゼンシュレーに赴任し、本稿で扱う歴史書の執筆時期を含め1899年まで勤めている。この間、校長を務めたエドゥアール・メッツナー（Eduard Mätzner）の影響もあって、フランス語と英語の教授資格を取得し、専門性を高めている。これらの取り組みは、彼のもう一つの業績である独英・英独辞書の編纂に活かされている⁽¹³⁾。

こうした教師としての生活の傍ら、エドゥアールは『コロニーの歴史』のほか、『はじめての市立高等女学校ベルリン・ルイーゼンシュレーの歴史』（1888年）⁽¹⁴⁾、『ベルリン・フリードリヒシュトラッセ129番地のフランス系改革派教区の児童養護院の歴史』（1894年）⁽¹⁵⁾、『慈善学校の歴史』（1897年）⁽¹⁶⁾を執筆している。これらは、設立や運営の経緯に少なからずベルリンのフランス系改革派教区がかかわってきた諸施設の記念祭を機に上梓されたものである。これらの活動から、エドゥアールがベルリンのフランス系改革派教区の事情に精通する教育者であり、同時にそのような人物としてユグノー社会から見られていたことがわかる。

退職後の1904年、彼はベルリンの南東に隣接していたグロス・リヒターフェルデ（現在のベルリン、シュテークリツ・ツェーレンドルフ地区にあたる）で生涯を閉じた⁽¹⁷⁾。彼は、終生ベルリンを中心としたエリアに生活基盤を置き、フランス系改革派教区のメンバーとして研究・教育活動にいそしんだ人物であった。最古参のフランス系改革派信仰難民の子孫ではないが、19世紀後半の時点で当地に十分に定着し、当事者の一人「内なるメンバー」として入植の歴史を手掛けるにふさわしいと評価されたのも不思議はなかった。

こうした彼にどのような事情で『コロニーの歴史』の執筆が依頼されることになったのか、仔細を語る資料は、管見の限り存在しない。ただ、依頼主、依頼意図、制作過程の様子については、本書の献辞およびあとがきから知ることができる。

献辞には、フランス教会の長老会の名で「私たちは過去を振り返り、畏敬の念をもって私たちの祖先、彼らの揺るぎのない神への信頼、彼らの勇気、粘り強さを思い起こす。と同時に、私たちは、彼らに善き行いをしてくれた方、われらがホーエンツォレルン家の君主たちに消し難い感謝を示そう。」⁽¹⁸⁾と記され、本書の意図が端的に表されている。したがって、ポツダム勅令200周年を記念してこうした目的のために、入植地の聖俗の行政および生活面で中心的な役割を果たしていたフランス系改革派教会の執行部たる長老会が、ミュレ（以降、エドゥアール・ミュレのことをミュレと記す）に執筆の依頼をしたことがわかる。

その際、教会内には、200周年記念歴史書制作委員会が組織された。メンバーには長老の任をとっていたベルトラン（Bertrand）やベランギエ（Béringuier）も含まれていた。この委員会は、ミュレの執筆のために、会議を重ね多くの助言を行っている。資料や図版の収集に協力

したのも、校閲に協力したのもこの委員会のメンバーであった。最終的に印刷に回す許可も当委員会が出している。あわせて長老会の管理下にある文書の使用をミュレに認め、執筆のための資料の提供をいとわなかった。地方教区においても、各教会から個別に保存されていた文書の提供がなされ、聖職者たちがミュレの問い合わせに真摯に回答したという⁽¹⁹⁾。こうしたことから、本書が献辞の文句だけでなく制作経緯からも、実質的にフランス系改革派教区・入植地の正史とあって差し支えなからう。

史料面では、上述の協力や支援に加えて、フランス系改革派諸施設の責任者やベルリン歴史協会の司書が協力をしている⁽²⁰⁾。ミュレは、あとがきで註の欠如の理由について紙幅の都合とは別に、使用された資料の大部分が文書の状態であり、手書きのメモ書きのようなものも少なくなかったためそうせざるを得なかった⁽²¹⁾、と述べている。もちろんこれらの文書を特定できない以上、現在のレベルからすれば記載されている内容の客観性に対する疑問は払拭できない。しかしながら、実証主義にもとづく科学としての歴史学が成立しつつあった19世紀において、できるかぎりそれに倣い歴史書を編もうとしていたことがわかる。

こうしたミュレの歴史書について、同時期に当領邦のフランス系改革派の歴史を執筆したアンリ・トランは、その主著の中で一定の評価をしている。彼は、自身の奉仕していたマクデブルクの教会にかかる歴史を書こうとした際、先達となる二点の歴史書よりも、わずか6ページしかない記述であってもミュレの記述のほうが大いに役立ったとしている。トランは、その理由として未刊行の文書に基づいて書かれているからだと明かしている⁽²²⁾。

以上のことから、たとえ多くの情報を『メモワール』に依拠していたとしても、本書は、入植社会に定着していたメンバーに社会全体の代表が依頼し、その協力も得たうえで当時としては考え得る限りの文書を駆使して書かれた、ブランブルク＝プロイセンにおけるフランス系改革派信仰難民たちの入植にかかる「正史」であり、当領邦の信仰難民たちの集合的記憶の形成にとって看過できない史料なのである。

2 ミュレ『コロニーの歴史』(1885) の内容

1) 全体の構成

本書は、上述の献辞とあとがきにはさまれるかたちで、360ページの4部構成から成る。巻末に事項・人名索引を備えていることも一つの特徴であり、教区で広く読まれ、基本文献として今日まで評価されている要因の一つである。もう一つ特筆すべき点は、109点もの図版が掲載されている点である。『メモワール』の銅版画家ダニエル・ホドヴィエツキーによる口絵のように、著名な画家によるものはほとんどないが、題材にかかるイラストを調達し、場合によっては制作してもらうことによって掲載にこぎつけた。その労をとったのが、上述の制作委員会のメンバーでもあった長老のベルトランであった。彼の努力は、200周年記念冊子として

の華やかさを演出するだけでなく、内容の理解を助けイメージをもちやすくした点で大いに評価されるべきであり、ミュレ自身もあとがきで謝意を表している⁽²³⁾。

叙述の主要部分は、第1部から第3部までで、第4部は資料集にあたる。第1部「ブランデンブルク＝プロイセンにおけるフランス人入植地の歴史　ベルリン教区を中心に」が領邦の入植地全体を見通した歴史を記述した部分である。第2部「ベルリンのフランス人入植地における教会と諸施設」と第3部「ブランデンブルク＝プロイセンにおける地方入植地」が入植地域ごとに特化した記述である。各部、80-100ページ程度であり、重点も均等におかれている。以下、各部の内容紹介を行っていきたい。

2) 第1部

本部は、27章より構成されている。基本的には、信仰難民を受け入れた大選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム（位1640-88年、以下、大選帝侯）から本書が刊行された当時の為政者、ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世（プロイセン王位1861-88年）の治世まで、その為政者の治世ごとにまとめられている。

第1章から第5章が大選帝侯の治世、第6章から第18章がフリードリヒ3世（位1688-1713年、1701年よりプロイセン王として1世）の治世、第19・20章がフリードリヒ・ヴィルヘルム1世（以下、プロイセン王としての在位1713-40年）の治世、第21・22章がフリードリヒ2世（位1740-86年）の治世、第23章がフリードリヒ・ヴィルヘルム2世（位1786-97年）の治世、第24・25章がフリードリヒ・ヴィルヘルム3世（位1797-1840年）の治世、第26章がフリードリヒ・ヴィルヘルム4世（位1840-61年）の治世、最後の第27章がドイツ皇帝フリードリヒ1世の治世についてそれぞれ記述されている。

あわせて各治世の記述がはじまるころには、1ページ大の君主の肖像画が配され、第27章では1872年に催されたフランス系改革派教区設立200周年祝賀記念祭に臨席した、当時の皇太子の肖像⁽²⁴⁾も同様の大きさで掲載されている。こうした道具立ては、各君主を賞揚するためのものであると同時に、受け入れとその後の定住に際し尽力してくれた統治者ホーエンツォレルン家への感謝と賞賛を表すものである。

このことは、記述の偏りにも顕著に表れている。先の章立ての紹介だけでも明白であるが、記述の分量においても35ページに及ぶフリードリヒ3世がもっとも多く、次に大選帝侯の21ページが続く。その次に記載が多いのはフリードリヒ2世であるが10ページにも届かず、そのほかの君主については数ページずつである。コロニーにとって、フランス系改革派信仰難民の受け入れとこの地での定住の基礎を築いてくれた前者2君主への謝意がいかに大きいものであるかがわかる。

後段の君主たちの治世では、その治世における君主とフランス系改革派教区との接点を示すエピソードが語られたのち、必要がある場合には、フランス系改革派信仰難民とその子孫に

ホーエンツォレルン家が認めてきた特権の確認、および行政・司法上の変更点がある場合にはその確認にかかわる記述がなされる。その後、フランス系改革派教会や教区に付随する諸施設、教育や救貧について比較的淡々と語られている。このように、本部は、入植地自体の歴史とともに保護者たるホーエンツォレルン家と入植地の関係を追う役割を果たしている。

こうした基本的な性格を踏まえ、ここでは記述の多い大選帝侯期とフリードリヒ3世(1世)期に注目して、内容とともに記述の方法について掘り下げて検討していきたい。まず大選帝侯期については、大きく二つの段階に分かれる。一つ目がポツダム勅令までの歴史であり、二つ目がブランデンブルク＝プロイセンにおける初期の入植の歴史である。前者では、ナント王令の廃止までのフランスにおける宗教改革と改革派教会の歴史が描かれたのち、1670年に初めて当領邦の農村部に入植地がつけられた草創期の歴史が語られる⁽²⁵⁾。その後、フランスでの迫害の激化と離散の歴史が語られ、それを受けるかたちで当領邦での受け入れを決定づけたポツダム勅令の発布について描かれている⁽²⁶⁾。この部分は、入植の歴史を語るプロローグとして外せないエピソードであるが、以降フランスでの悲惨な歴史について語られることはほとんどなく、当地に歓迎されている入植の積極的な側面が記述されていく。

後者では、動産もほとんど持たずにやってきた信仰難民に対して、大選帝侯が人的にも財政的にも多大な支援をし、居住地の確保とそこでの円滑な暮らしを保障するための諸制度を整えたことが記されている⁽²⁷⁾。最後に、当地が大選帝侯の慈悲深い愛情によりもたらされた「もう一つの家族」であるという、説教師ドゥ・ゴルチエの弔辞と、フランス系改革派信仰難民たちの列を抽出した葬列の図版により哀悼の意を表している⁽²⁸⁾。このように大選帝侯期の記述は、彼に感謝をささげる意味合いの非常に濃いものであった。

続く13章にも及ぶフリードリヒ3世(1世)期の記述は、①大選帝侯の偉業の継承と入植地の行政・司法面での整備(第6・7章)、②信仰難民流入の第二波(第8章)、③ベルリン入植地における教区の発展(第9章)、④入植の影響とその評価(第10章)、⑤産業振興・発展について(第11-15章)、⑥エリート階層について(第16・17章)、⑦晩年と、大きく7つのパートに分かれる。

これらのなかで、④⑤をのぞけば記述の主眼は、他の為政者部分の記述と同様に、入植地の歴史と、ホーエンツォレルン家との良好な関係の歴史であり、保護者たる宗家とその保護に感謝する信仰難民という構図が守られている。とりわけ最後の⑦では、この構図が顕著である。信仰難民のためにベルリン郊外に整備された(現在はベルリン中心部)新街区がベルリン市に編入され、1709年の市民権付与勅令により信仰難民たちに地元臣民たちと同等の市民権が付与されたことが記されている⁽²⁹⁾。これらは、当領邦のコロニー行政区ならびに信仰難民らの法的立場を盤石するものであり、入植の歴史のなかで大きな区切りといえる。その後、1713年フリードリヒ3世の逝去にともない、フランス系改革派教区のメンバーが彼の死を悼み嘆き悲しむ様子が描かれ、彼らが追悼集会や葬列の一部に参加をしたエピソードで締めくくられる⁽³⁰⁾。

このように、フリードリヒ3世（1世）期の記述も、入植活動に多大な支援をしてくれた君主への返礼ともいえるものであった。

ところが、④⑤はいささか趣が異なっている。というのも、ここではフランス系改革派信仰難民は「かわいそうな保護されるべき存在」として描かれているのではなく、むしろ当領邦の発展に寄与した存在として描かれているからである。もちろんこうした傾向は、すでに100年前に編纂された『メモワール』にもみられる。とりわけ時計製造や金細工などの精密な手工業業、養蚕・紡績から織布・仕立てに至るまでの繊維産業、タバコの栽培・製造・販売に至るまでのタバコ産業は、三十年戦争以前からすでに停滞していた当領邦の産業を再興させ、各地にマニュファクチュアを展開させた。その功績が⑤であり、5章分もの大部なアピールになっている。もちろんその背後にあった、ホーエンツォレルン家の資金援助、土地と建設資材の提供、営業に必要な諸権利の付与についても大きく紙面が割かれ、宗家への感謝の念の表出も忘れられてはいない。しかしながら、一貫して成功譚として語られる記述は、信仰難民らの技術力の高さ・優秀さとともにホスト国の経済発展への貢献を誇示するものであった。

ここで④の記述を少し具体的に見ていきたい。というのも、この章が「新しい居場所を求めて見知らぬ国からやってきた、懸命に働く労働者」の大量流入が「国内のさまざまな領域に有意義な影響を与えたに違いない」と明確に書き出され⁽³¹⁾、学校制度や自治のあり方から話し方・作法、衣食住の日常生活にかかわることまで言及しているからである⁽³²⁾。特徴的なのは、他の箇所ではあまり見られない地元社会のドイツ人の様子や特質、ルター派住民の多いドイツ人社会との軋轢が描かれている点である。そこでは、「どこか不器用なマルク人」「マルク人の野蛮さと大食漢ぶり」⁽³³⁾「マルク人の退屈さと愚直さ」⁽³⁴⁾というかなり辛辣な表現が使用され、「狂信的なルター派」によって滑稽で誤ったフランス風流儀や言い回しが広められているエピソードなどが挿入されている⁽³⁵⁾。もちろん、こうしたドイツ人たちを登場させることで、彼らをフランス風の上品で洗練された作法やしきたりに染めていくことになったという成功譚が語られるわけであるが、同時に細心の注意も払われている。というのも、頻繁に「かの時代の」という表現が使われているからである。そうすることで、本書の内容が、刊行当時の地元社会との良好な関係を壊し、共生するドイツ人に対する尊敬の念を損なうことがないように留意している。

同様なことは、フランス人についてもいえる。ドイツ人作家たちのなかに、フランス人の流入が当地に「軽薄さ」や「不道德」を持ち込んだと非難しているものがあるという状況に対し、それはRéfugiés（信仰難民とその子孫たち）ではなく、Émigrésであると反論している。確かにÉmigrésはカトリックの王党派の者たちで信仰熱心でも働き者でもなく先の非難に値するが、改革派の厳しい教会規律を守ってきたRéfugiésは道徳的にも当地に洗練さをもたらし非難にはあたらない、と主張している⁽³⁶⁾。ここで、ミュレは、『メモワール』のように自分たちが文化的に優れたフランスからやってきた「フランス人」とであると故国とのつながりを前面に出す

のではなく、むしろ故国のフランス人たちと自分たちとを切り離すことに腐心をしている。地元のドイツ人を表現する際にも、フランス系改革派信仰難民やその子孫について語る際も、刊行当時の両者の共生に支障をきたさぬような記述に努めていたのである。

加えてミュレは、本章でそれぞれ1か所だけであるが、興味深い単語を使っている。AssimilationとHugenottenである⁽³⁷⁾。前者は、入植当時の地元民と信仰難民との間にあったわだかまりをAssimilationの前にそれぞれの特徴を捨て去ることによって解消しなければならなかった、という文脈で使われている⁽³⁸⁾。言い換えれば、ミュレの生きた時代には、ある程度それが達成されていると自認されており、現状における両者の関係を尊重しようとする意識を見て取ることができる。また、Hugenottenという言葉は、ミュレの時代にはまだ自称のための語としてはほとんど使われておらず、それまでの史料上ではまず見ることはない。そうした語がここで登場するのは、故国フランスとは関係のない独自の集団としての自負の表れであると同時に、地元社会への配慮と理解することもできる。

本章の後半は、入植者側がプラスと考える影響を受け入れ側の社会がどのように考えていたかを明らかにすべく、フリードリヒ2世の評価が引用されている⁽³⁹⁾。それによれば、ホーエンツォレルン家側も彼らが入植してきたおかげでとりわけ産業が振興され、経済的に豊かになったことに感謝をしている。そのほかに、貴族の子弟たちが社交の場で求められる上品さを身につけ、フランス流の教育によって喜んで勉学にいそしむようになったことへの感謝も綴られている。残念ながら、註が付されておらず、フリードリヒ2世のいずれの著作から引用されたものかは不明であり、引用箇所もホーエンツォレルン家の本心というよりは、ミュレら入植者側の主張の正当化以上の意味は見いだせない。この引用に続き⑤の記述が配されていることから、④⑤での記述の意図は明白である。

以上のように、第1部は、基本的には『メモワール』と共通した「優れたフランス人であること」「ホスト国の統治者に感謝し忠実であること」「ホスト国の発展に貢献していること」という3要素を備えており、とりわけホーエンツォレルン家に感謝を捧げる意味合いが強い。ただ、④の検討で見たように、『メモワール』でみられたような、国家内国家のフランス人入植地から他者として一方的に「受け入れ社会に貢献していること」「優れたフランス人であること」の主張をするのではなく、受け入れ社会の一員としての意識を前提に語られるようになってきた点は大いに注目に値する。そこには、ユグノー・ルネサンスで指摘されるような「もともとよきドイツ人」としての主張はまだない。しかしながら、100年前とは異なる意識の萌芽を見て取ることができるのである。

3) 第2部

本部は13章からなり、現在のベルリンでウンター・デン・リンデンの南側に碁盤の目状に広がった街区を中心に形成された入植地に関するものである。テーマは大きく①教会、②保護施

設、③教育施設、④高等行政機関（フランス宗務局及びフランス裁判所）・高等教育施設（ル・コレージュと神学ゼミナール）（第8章）、⑤墓地（第12章）の5つにわけることができる。

①については、第1章で入植当初まだ独自の教会をもたないころ、大選帝侯の保護下で礼拝が守られていた時期のことが語られ、第3章でドロテーエンシュタット教会、第4章でヴェルグダー教会、第7章でフリードリヒシュタット教会、第11章でヴェルグダー教会が手狭になったこととつくられたクロスシュトラーセのベルリン小教区教会について記述されている。それぞれ書かれている内容は、敷地がどのように用意されたものか、なぜ教会堂が必要になったのか、教会堂建設の請願・選帝侯による回答などにかかる文書、建設費用・建設資材の調達にかかわること、老朽化した場合の建て替えにいたるまで、同種の内容などである。あわせて教会の図版もそれぞれ挿入されている。特徴的なのは、随所で、選帝侯から付与された諸権利を認める特許状ならびに確認文書の写しが挿入されている点である。こうした特徴は、のちに確認するように②～⑤についても認められ、本部全体が、教会ならびに諸施設の成立および発展の記録であると同時に、ホーエンツォレルン家が入植地の教会および諸施設に認めた権限を裏付ける記録としても機能した。

第4章を例に少し具体的にみてみよう。新街区フリードリヒスヴェルグダーは1660年代に特許を得、独自の行政を行うことになっていた。そのために1672年には市庁舎も建てられていた。そこにルター派および改革派のドイツ人教区が導入され一部を利用することになった。ところが、すぐに手狭になりそれぞれ独自の教会建設の許可を選帝侯に請願していた。そうしたところに、フランス系改革派信仰難民が当地にやってきて定住することになった⁽⁴⁰⁾。フランス宗務局は、彼らのために独自の教会を求めることにした。その請願に対する選帝侯の回答が以下のものである。

（前略）選帝侯殿下は、入植地に受け入れ、これまでも彼ら（フランス系改革派信仰難民）に全力でできる限りの助けとこの上ない恵みをもって彼らの意向にそう姿勢を示されています。それで、彼らは、この地においても、自由に妨げられることなく自分たちの礼拝を行い、信仰を守ることができるよう、あらゆるものを享受しているのです。それは、**【選帝侯殿下が】** この上もない恵みをもって次のように命じるべく決議をされたからです。**【全体の状況を】** 見渡されたうえで、かの恵み深き選帝侯殿下がすでにまとめられた解決策に従うよう**【命じられました】**。つまり、「**【フリードリヒスヴェルグダーの】** 長い厩舎」にいる彼らを助けるように指示され、教会**【としての場所を】** 調整し礼拝の実行できる**【場所を】** 割り当てるようにされる意思を示されたのです。以上のことを、上述のフランス宗務局から教区に伝えなさい。（後略）⁽⁴¹⁾（**【**】と（ ）内、筆者による。）

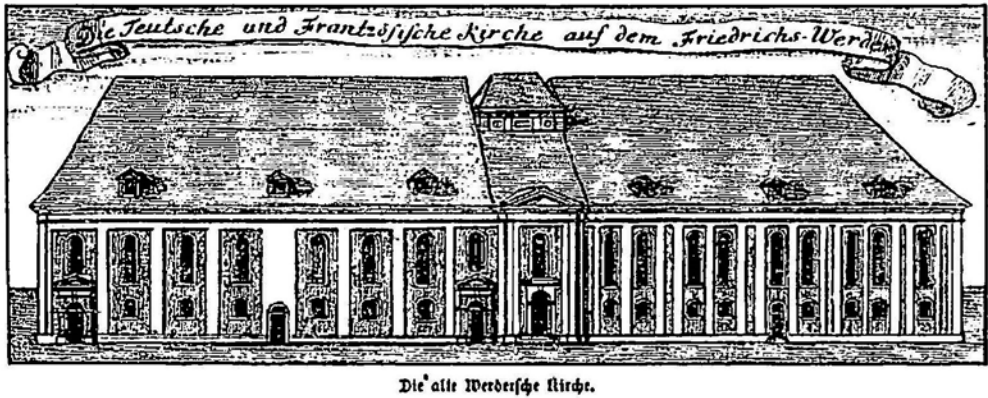


図2 「長い厩舎」と呼ばれたヴェルダー教会⁽⁴²⁾ (出典: Kolonie, S.109.)

こうした回答の結果、「長い厩舎」と呼ばれた幅広の建物(図2)の北側をフランス人改革派教区が、南側をドイツ人のルター派と改革派の教区が共同で利用することになった。その結果、誕生したのがヴェルダー教会である。しかしながら、宗派も出自も異なる教区の三つ巴による利用は、老朽化の際の修理・立て替え、新しい建物の利用、その建物の共同所有解消のための弁済金交渉など19世紀に至るまでさまざまな問題を生んだようである⁽⁴³⁾。そのたびに、おそらくフランス系改革派教区側の確認しておきたい選帝侯側からの文書の写しが掲載されていたと思われる。もちろん、こうした複雑な事情を抱えていない教区であっても、入植地においてフランス系改革派信仰難民として選帝侯による保護だけが頼りである以上、こうした諸権利の確認作業は不可欠なものであったのである。

①以外についてもいくつか確認しておこう。②は、社会的弱者のためのフランス施療院(第2章)、スイス経由で少し遅れて流入してきた人びとのための「離散の地の家 Hôtel de Refuge」と彼らの教会であったルーゼンシュタット教会(第5章)、すべての財産を失った比較的身分の高い人びとのための「フランスの家 Maison française」(第6章)、1713年以降オランジュ公国から亡命してきた人びとのための「オランジュの家 Maison d'Orange」(第9章)、他の基金からは援助を得られないが支援を必要としている身分の高い人びとのための「アーシャル財団」(第13章)と、信仰難民として亡命してきた人びとがその立場に応じた場で一時保護・救済などのケアを受けることのできた歴史が描かれている。これらの諸施設においても、用地確保、建設許可、建設資金ならびに資材の調達、運営・運営資金、収容人数の過多や老朽化に対する対処など、①と同様の記述がなされている。

たとえば、フランス施療院は、大選帝侯の二人の妻により拡大された荘園を二人目の妻ゾフィー・ドロテアがフランス系改革派教区に贈ったことにはじまる⁽⁴⁴⁾。その後も、ホーエンツォレルン家は同施設にさまざまな援助を行い、1779年にも児童養護院と貧者のためのパン

屋を建設するための資金を提供している⁽⁴⁵⁾。他の章でも確認できるように、教会や施設の土地の多くは結局のところホーエンツォレルン家の提供によるもので、第2部も、第1部と同様に、フランス系改革派教区から選帝侯家への謝意を表す場という性格は失われていない。

③（第10章）では、主に中下層の信仰難民の子弟を教育するための施設が扱われている。具体的には、7歳以上の男子と5歳以上の女子を収容し生活支援と教育を施す孤児院⁽⁴⁶⁾、親が健在である中下層の社会階層の子どもたちの教育を施す「慈善学校 École de Charité」⁽⁴⁷⁾、就学前の幼い子どもたちのための児童養護院⁽⁴⁸⁾、これらの学校施設の教員を養成するためのゼミナール⁽⁴⁹⁾が含まれる。これらの諸施設でも、開設・建設許可、土地・建物の確保、建設資金・運営資金の調達において、ホーエンツォレルン家への依存度は決して低くなかった⁽⁵⁰⁾。その意味では、③も第2部全体の性質から外れるものではない。しかしながら、ときとしてホーエンツォレルン家の失政を嘆く場面に遭遇する。

「慈善学校」の設立動機が語られている箇所注目してみよう。そこでは、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の死後、彼の建設熱の余波に加え、戦争と物価高で領内の困窮はひどいものであった⁽⁵¹⁾と記され、説教師フルマンの当局への報告が引用されている。

私たちのフリードリヒシュタットは非常な貧しさのなかにある。羊毛刈りなどの仕事が完全に停滞しているため、数百もの人びとが衣服を徐々に売り払い、それで生活をしている。もはや着るものもなくなっているほどである。そのため、彼らは教会へもそのほかの場所へも行くことができない。寝床や衣服が足りない場合には、軽くても病気になる。病気になる、多くの者はできるだけ長くきれいな水を飲んで生活するが、最終的には同情すべき事態になってしまう。⁽⁵²⁾と。

フランス系改革派教区ではこうした窮状に対して、貧民学校を設立することで将来世代を守ろうという声上がる。ミュレは、貧しい子どもたちに学問的な授業とキリスト教的な教育を施すことで現状の貧困をコントロールできるだけでなく、「子どもたちを教会と国家の役立つメンバーに育て上げることができる（die Kinder zu nützlichen Gildern der Kirch und des Staats heranzubilden）」と記している⁽⁵³⁾。1740年代の人びとが貧困対策として貧民教育を推進しようとするのは理解できる。教区や教会に役立つ人物に育てようというのも理解できる。しかしながら、「（プロイセン）国家に役立つ人物」を育てようというのは1740年代当時の文脈ではいささか飛躍にすぎる。また、この記述の少し前で、ミュレは「プロレタリアートの激増」への懸念についても触れている⁽⁵⁴⁾。18世紀半ばの状況を説明するのに、彼の生きていた時代の概念を露骨に持ち込んでいる。ここに、19世紀後半の歴史叙述の特徴が見える。

以上みてきたように、第2部も、ホーエンツォレルン家からの保護の約束とベルリン・フランス人教区との関係を確認することで「ホスト国の統治者への感謝と忠誠」を示しつつ、ベル

リンにおける教会・教区の発展の歴史を叙述するものである。全体として、第1部と同様に『メモワール』と変わらぬ自己認識のもと叙述が進められている。ところが、ここでもそれまでの歴史記述とは異なった様相を垣間見ることができた。もちろん、基本路線と異なる一部の記述のみを取り上げて、「ユグノー・ルネサンス」以降ユグノーたちが自認しホスト国にアピールした「もっともよきドイツ人」へと、フランス系改革派信仰難民たちの子孫の自己認識が変化したと断言するつもりはない。だが、ホスト国の一員としての意識をはぐくんでいた可能性は透けて見え、本部を変化しつつある過渡期の歴史叙述と評価することはできよう。

4) 第3部

本部では、ブランデンブルク選帝侯領および、マクデブルク公領などの近接所領だけでなく、東方のプロイセンから西方のヴェストファーレン地方の飛び地にいたるまで、ホーエンツォレルン家の所領内で形成された、ベルリン以外の地方入植地・教区が網羅的に扱われている。一つの入植地で1章を割り、47章からなっている。興味深いのは、章の配列が入植地のアルファベット順になっている点である。領内における入植地の広がり理解するには地域ごとに整理するのも一つの方法と思われるが、あえてそうしていない。アルファベット順にすることにより、本部を辞書や百科事典のように使うことができ、利用者たちへの便宜が図られている。

その意図が顕著に表れているのは、各章に居住していた信仰難民の姓の一覧が記載されている点である。ベルリン教区の場合は、街区ごとの信仰難民の姓一覧が第4部に収められているが、地方入植地については各章でどの家系が住んでいたのかが確認できるようになっている。これは、信仰難民の子孫たちが、祖先たちがどこにいたのかを辿りやすく配慮された結果であり、本部の辞書的な利用を想定したものである。

章ごとの記述量の差は大きく、少ない章で5、6行、多い章で6ページ程度であり、大半が2、3ページである。これは、そもそも入植地の規模や存続期間に差があるためで、意図的なものではない。むしろどの入植地についても、入植地・教区の設立経緯、礼拝のもち方、教会堂が建設できた場合には建設経緯・資金・閉鎖に至るまでの歴史が語られ、可能な場合には救貧や教育にかかわる言及がなされ、奉職した聖職者や教師の氏名が記載されている。このように基本的に記述されようとした情報は第2部のベルリンと同様であるが、とりわけ地方入植地についてはたとえわずかであろうと、その基本データを記録し、後世に伝えようとする姿勢が顕著である。

あわせて、フランス人説教師の聖職禄の設定、独自の礼拝許可、教区・教会の設立などにかかる選帝侯や総督の特許・訓令等の古文書が残されている場合には、その翻刻が記載されている。この点も第2部と共通しており、第3部も、ホーエンツォレルン家とフランス系改革派教区との関係を確認し、記録するという役割を果たしている。この確認行為自体、ホーエンツォレルン家への感謝と忠誠を示すものであるが、本部では両者の関係がそれぞれに幸福と繁栄を

もたらずというプラスの側面のみを語るわけにはいかなかったようである。

もちろん成功譚がないわけではない。たとえば、第1部と異なり手工業や産業についてほとんど記載のない本部においても、ノイシュタット・アン・デア・ドーセ（第33章）のガラス産業についての記述がある。この地での入植は30年弱という短期間であったにもかかわらず、フランスから亡命してきたオランダ系移民がガラス製造業を起し、後継者がベルリンなどへ移住してしまうも新天地で鏡製造業に成功し、後継者のいなくなった当地のガラス製造工場もホーエンツォレルン家が買い取るようになったというエピソード⁽⁵⁵⁾である。移民たちの姿がなくなっても信仰難民が当領邦の産業振興に貢献したという成功譚である。

しかしながら、ガラス工場で働く職工もフランスから亡命してきており彼らが根付くことができなかった⁽⁵⁶⁾ことを考慮すると、何らかの困難があったことは容易に推測できる。当地についてはその困難が語られることはないが、その他の箇所ではいくつかの困難が記されている。たとえば、ベルクホルツ（第3章）では、北フランス出身者の農民が多くタバコ栽培に着手したが、18世紀初頭の時点で地元官吏たちの非友好的な態度により多くのものがデンマークに再移住したと記されている。のちには、領内のインスターブルク（第26章）やパーゼヴァルク（第35章）へ移住する者もいたが、そこでも定着は困難だったようである。19世紀には、ルター派の住民運動とタバコ栽培の不作により多くの家族が土地をルター派住民に売り、ナイアガラ近くの北アメリカに移住し、ノイ＝ベルクホルツというコロニーを形成したと記述されている⁽⁵⁷⁾。

経済的な困難やルター派地元住民との不和のほかに、本部で顕著なのは、ドイツ系改革派教区との共生とその困難さにかかる記述がみられる点である。第2部でヴェルダー教会のドイツ教区との教会共同利用について触れたが、地方入植地ではそもそも住みわけのできるほどの大きな教会堂も礼拝場所もなかったところが多く、当初からドイツ系改革派教区と共同利用（たとえばコトブス（第13章）⁽⁵⁸⁾）で、フランス系改革派説教師の聖職禄が認められていない場合は、ドイツ系改革派の説教師がフランス語で説教をすることもあった（たとえばノイシュタット・アン・デア・ドーセ）⁽⁵⁹⁾。教会のみならず墓地（たとえばハルパーシュタット（第20章）⁽⁶⁰⁾）や救貧院の共同利用（たとえばブランデンブルク（第6章）⁽⁶¹⁾）もめずらしくなかったようである。さらに、コロニーが衰退してくると、分離していたはずのフランス系改革派教区とドイツ系改革派教区が統合されることもあった（たとえばカルベ（第9章）⁽⁶²⁾）と記されている。学校についても、フランス人学校がドイツ人学校に統合されることもあったようである（たとえばブーフホルツ（第5章）⁽⁶³⁾）。

フランクフルト・アン・デア・オーデル（第17章）では、はじめのうちはドイツ系改革派の人びとも歓迎ムードで良好な関係だったが、50年ぐらいたつと共生が避けがたいものであることにともなうストレスや不快感に双方とも耐えられなくなった。そこで、フランス系改革派教区が教区設立50周年を独自の教会で祝うことを目標に資金集めなど、その建設に向けて動き、1736年に竣工を見た、⁽⁶⁴⁾と記されている。地方入植地においては、随所にドイツ系改革派との

共生の事実が記載されているが、このように実際の長期的な共生ともなれば袂を分かつことも少なくなかったのである。

フランス系改革派信仰難民が憂慮していたのは、ドイツ系住民との関係ばかりではなかった。ベルリンにおいても、スイス経由で遅れてきた人びとやオランジュ公国からの信仰難民など、主要なフランス系改革派信仰難民と必ずしも同様の出自・文化的背景をもたない人びとの流入と共生が認められる。しかしながら、そこでは前者の者たちのために特別な保護施設や施療院が用意され、一定の距離を保つことができた。ところが、地方入植地ではそうした措置はかなわなかった。たとえば、シュテンダル（第42章）ではファルツからヴァルド派住民が流入し⁽⁶⁵⁾、グロス/クライン＝ツィーテン（第47章）では、ファルツからの移住者に加えてフランドルからワロン系の農民も流入してきている⁽⁶⁶⁾。地方入植地では、労働力確保の意味もあったのか、ベルリン以上に多様で比較的貧しい移入民も存在し、彼らとの生活にフランス系改革派信仰難民も各地の長老会も苦慮しなければならなかったのである。

このように、地方におけるフランス系改革派信仰難民の入植・定住では、地元民や改革派に近い信条を持つものであっても文化的な背景の異なる他者との共生を余儀なくされた。地方入植地では、そのストレスが、選帝侯の直接的な保護を受けられるベルリンに比べて非常に大きく、フランス系改革派信仰難民およびその子孫たちだけの生活や慣習を保持することは困難な状況であった。そこでは、「ホスト国の統治者への感謝と忠誠」は表出しつつも、「優れたフランス人」「ホスト社会の発展への貢献」といった要素を前面に出すことはできなかった。むしろ、ミュレは、第3部で他者との共生の困難や経済的困窮にもなう状況を包み隠さず述べ、第1部や第2部に比べて個々の情報量はかなり少ないものの、より実態に近い情報を提供している。

5) 第4部

本部は、10章からなる。はじめの2章には、1559年にパリで開催された第1回全国教会会議で取り決められ、1571年ラ・ロシェルでの第7回全国教会会議で採択されたフランス改革派教会の信仰告白、通称「ラ・ロシェル信仰告白」の仏独対訳版⁽⁶⁷⁾と、1559年の同会議で採択された教会規律の同じく仏独対訳版⁽⁶⁸⁾が掲載されている。いわば、ブランデンブルク＝プロイセンのフランス系改革派教会に限定しない、フランス改革派全体の基本指針を示す資料がドイツ語でも読める形で提示されている。

次の第3章には、この領邦の入植地にかかわる重要な特権が収められている。もちろん筆頭は1685年のポツダム勅令の仏独対訳版である。続いて、1709年の市民権付与勅令と1720年のフランス系改革派信仰難民およびその他の改革派信仰難民のための一体化特許状、および1787年11月18日指令の全文が掲載されている。最後に、それまで「フランス人」であることを前提に彼らに特権を保障してきた体制の解体を意味した1809年10月30日官房令が置かれる。本章では、当領邦のコロニーにおいて彼らの特権的な地位を保障してきた基本法令が確認できるように

なっている⁽⁶⁹⁾。

第4章から第7章は、19世紀後半の時点で確認できる書物および文書類を駆使して作成された統計表が掲載されている。第4章では、ベルリンだけでなくホーエンツォレルン家の所領に点在するコロニーの設立年と承認年および17世紀末から本書刊行の前年までの教会在籍者の数をリスト化し、コロニーごとの規模の変遷がわかるようになっている⁽⁷⁰⁾。第5章では1724年12月時点のベルリン内の各入植地の人口が、家屋所有者、夫、妻、息子、娘、使用人、女中見習いなど世帯の在り方がうかがい知れるようなかたちで示されている。第6章は1700年時点の信仰難民たちの出身地ごとの人数が示され、第7章では同じく1700年時点での領邦全体の各入植地の職業分布が示されている。一例をあげると、フランクフルト・アン・デア・オーデルの場合、前者のリストから、メッス出身者51名、ノルマンディ出身者35名、ラングドック出身者26名、ドーフィネ出身者14名、ポワトゥ出身者11名、セダン出身者6名、シャンパーニュ出身者、サントンジユおよびアングーモワ出身者各4名、フランシュ・コンテ出身者2名、ガスコニュ、ヴィヴァレ出身者各1名とフランスから直接移住してきたものが圧倒的に多く、ほかにファルツ出身者25名、スイス出身2名で他のドイツ語圏を経由してきたものが少数派であったことがわかる⁽⁷¹⁾。後者のリストでは、薬剤師、医師、ビール醸造業者、染色業者、宿屋、皮なめし業、帽子製造業者、商人、学生で各1名、教師、牧師候補者、靴下製造業者、タバコ販売業者で各2名、官吏、説教師、靴製造業者で各3名、タバコ製造業者6名、タバコ栽培業者5名、散髪およびかつら製造業者7名と、具体的な職業分布がわかると同時にタバコ産業が主たる産業であったことがわかる⁽⁷²⁾。もちろんその数字の正確さについては精査する必要があるが、入植当初のコロニーの様子を具体的に伝えてくれている。

第8章と第9章は、人名にかかるリストである。前者は、第6、7章と同様に1700年当時のことを伝えている。正確には「1700年12月31日のベルリン・フランス人入植地住民の姓一覧」で、フランス人の住んでいたベルリンの街区ごとに居住者の姓を一覧にしたものである⁽⁷³⁾。ミュレはあとがきの中でわざわざこの一覧に言及し、子孫たちが祖先たちの当時の居住区を確認するのに大いに役立ち、好意的に受け止められたと自画自賛している⁽⁷⁴⁾。このように、プロセスとしての歴史だけでなく入植当初についてより具体的で客観的と思われる情報を提供することが資料編の一つの役割であったと考えられる。

それに対して第9章は、刊行当時のフランス宗務局の組織と役職メンバーの名前のリストであり、刊行当時のユグノー社会のリーダーを一覧できるようになっている⁽⁷⁵⁾。

最後に、第10章は「プロイセンにおけるフランス系改革派教区設立の200周年記念メダル」で、そのデザイン（図3）と制作にかかる説明が付されている⁽⁷⁶⁾。表面にはホーエンツォレルン家の鷲の下にポツダム勅令を發布した大選帝侯と現下のドイツ皇帝ヴィルヘルム1世の肖像が配され、裏面にはプロイセンを象徴する女性像ボルシアが闘う準備としての剣と寛容を象徴する盾をもって描かれている。そのボルシアの足元でさまざまな活動をする子どもたちは、



図3 フランス人入植地設立200周年記念メダル (出典: *Kolonie*, S.328)

信仰難民とその子孫たちを象徴し、その持ち物から彼らの学問の自由や芸術活動が保護されてきたことを表している。記念メダル自体もそうであるが、その紹介で記述を終えた本部および本書自体も、受け入れ国の宗家への感謝を表すためのものであったことが容易にわかる構成となっていた。

おわりに

最後に『コロニーの歴史』の特徴をまとめていこう。制作意図を十分反映をした「ベルリンとブランデンブルク＝プロイセンへのフランス系改革派信仰難民の亡命と入植の200年の歴史」と「それを可能たらしめたホーエンツォレルン家への感謝と忠誠」の表出が本書の基本的なコンセプトであることは間違いない。とりわけ第1部はそうした性格が強く、当地のフランス系改革派信仰難民の子孫たちにとって記念碑的な作品であると同時に、彼らとホーエンツォレルン家の良好な関係を築いてきた歩みの記念碑であった。記録としての色彩が濃くなる第2部、第3部においても、第1部ほど強くはないが、その性格は失われていない。繰り返しになるが、本書全体が、『メモワール』と同様に、「ホスト国の統治者に感謝と忠誠を示すこと」「優れたフランス人であること」「ホスト国の発展に貢献していること」という「ユグノーの第1神話」を支える3要素を備えている。

本書の誕生の経緯を見れば当然の結果といえる。しかしながら、第1部と第2部に見た、自らを故国フランスと切り離し、むしろホスト社会の一員として位置づけようとする表現は注目に値する。そこでは、「潜在的なドイツ人」としての意識は見取することはできるが、率先して「もっともよきドイツ人」としてふるまい、入植地の歴史をプロイセン史の中心に位置づけようとする姿勢は見られない。もちろん同時期には、こうした「第2のユグノー神話」の特徴

とされる姿勢を前面に出している著作も少なくない⁽⁷⁷⁾。『コロニーの歴史』が控えめに見えるのは、あくまでも「かわいそうな信仰難民の子孫」として「ホスト国の統治者への感謝と忠誠」を表すのだという、そもそもの制作意図に起因するものかもしれない。それでも、本稿では、以上みてきたことから、『コロニーの歴史』は、フランソワのいう「第1のユグノー神話」から「第2のユグノー神話」への衣替えの途上に位置づけられる、と評価したい。

最後にもう一つだけ指摘しておきたい。それは、単なる衣替えではなく、そもそもの「ユグノー神話」からの脱却ともとれる変化が見て取れる点である。というのも、第2・3部で、それまで選帝侯家への配慮からあまり語られることのなかった、ホーエンツォレルン家の失政やフランス系改革派信仰難民の入植地における困窮や苦境、場合によっては失意や失敗が語られているからである。こうした変化は、彼らがもはや客人としてプラスの面だけを見せる必要がなくなったことの表れであり、第1部でも確認できた「ホスト国の一員」としての自己認識の芽生えに共通するものである。

今後は、以上みてきた二つの変化の兆しが他の著作や雑誌類においても見て取れるのか、あるいはさらに変質していくのかを確認し、宗教的マイノリティとしてのユグノーのアイデンティティや集合的記憶の形成について探っていきたい。

〔注〕

- (1) 2021年10月30日より再オープンしている。[Hugenottenmuseum Berlin, URL: <https://www.hugenottenmuseum-berlin.de/de/neue-dauerausstellung-des-hugenottenmuseums>（最終閲覧日2021年11月12日）]。再オープン後の展示内容は公式ホームページにはまだ反映されていない。改修以前の様子については、拙稿「宗教的マイノリティの「記憶の場」～ベルリン・ユグノー博物館～」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』第14号（2018年）、57-81頁。
- (2) Muret, Eduard, *Geschichte der Französischen Kolonie Brandenburg-Preußen*, Berlin 1885（以下、*Kolonie*と略す）。
- (3) Ancillon, Charles, *Histoire de l'Etablissement des François refugiez dans les Etats de S. A. E. de Brandebourg*, Berlin 1690.
- (4) Erman, Jean=Pierre & Reclam, Frédéric, *Mémoires pour servir à l'histoire des réfugiés français dans les Etats du Roi*, Tomes 9, Berlin 1782-1799.
- (5) 拙稿「近世ベルリンにおける「フランス人」の記憶——第一世代シャルル・アンシヨンの歴史書——」『佛教大学歴史学部論集』創刊号、2011年、51-68頁。
- (6) François, Etienne, Die Traditions- und Legendenbildung des Deutschen Refuge, in: Duchhardt, Heinz (hrsg.), *Der Exodus der Hugenotten. Die Aufhebung des Edikts von Nantes 1685 als europäisches Ereignis*, Köln 1985, S. 177-192.
- (7) Rosen-Prest, V., *L'historiographie des Huguenots en Prusse au temps des lumières: entre mémoire, histoire et légende: J.P. Erman et P.C.F. Reclam, "Mémoires pour servir à l'histoire des Réfugiés français dans les Etats du Roi" (1782-1799)*, Paris 2002.『メモワール』の内容を全巻検討した大著である。
- (8) 詳細は、拙稿「近世ドイツにおける信仰難民とその子孫たちの集合的記憶の形成——ブランデンブルク・プロイセンのユグノーたちを事例に——」『佛教大学歴史学部論集』第7号（2017年）、19-36頁（以下「子孫たちの集合的記憶」と略す）。
- (9) Rosen-Prest, Viviane, *Métamorphoses et enjeux de l'historiographie huguenot en Prusse*

- (XVII^e -XIX^e siècles), in Philip Benedict, Hugues Daussy & Pierre-Olivier Léchet (eds.), *L'identité huguenote. Faire mémoire et écrire l'histoire (XVI^e-XXI^e siècle)*, Gevève 2014, pp.342-343.
- (10) Ancillon, Charles, *Geschichte der Niederlassung der Réfugiés in den Staaten Seiner Kurfürstlich Hoheit von Brandenburg (Nach der französischen Originalausgabe vom Jahr 1690)*, Berlin 1939.
- (11) 詳しくは「子孫たちの集会的記憶」25-29頁を参照のこと。
- (12) Béringuier, R. (Hrsg.), *Die Stammbäume der Mitglieder der Französischen Colonie in Berlin*, Berlin 1887, S.59.
- (13) *Ibid.*, S. 59 und Voigt, Walter, “Muret, Eduard”, in: *Neue Deutsche Biographie* Bd.18 (1997), S. 609-610. [Online-Version] Deutsche Biographie URL: <https://www.deutsche-biographie.de/sfz67435.html#ndbcontent> (最終閲覧日 2021年11月10日)
- (14) Muret, E., *Gesichte der ersten staedtischen hoeheren Toechterschule, der Luisenschule in Berlin. Festschrift zur Feier des 50jährigen Bestehens dieser Anstalt*, Berlin 1888.
- (15) Muret, E., *Geschichte des kinderhospiz der franz. -reformierten Gemeinde (Hospice pour les enfans de l'Eglise du Refuge) in Berlin, Friedrichstraße 129. Festschrift zur feier des 50jährigen Bestehens dieser Anhalt im Auftrag der Generaldirektion des Hospiz*, Berlin 1894.
- (16) Muret, E., *Geschichte der Ecole de Charité. Festschr. zur Freier d. 150-jährigen Bestehens dieser Stiftung*, Berlin 1897. 本書は、Zopf, Hans u. Heinrich, Gerd (Hrsg.) *Berlin-Bibliographie in der Senatsbibliothek Berlin (bis 1960)*, Berlin 1965 のなかで現在のフンボルト大学およびベルリン自由大学の医学部の前身であるシャリテ (Charité) に関連する文献として分類されているが、1747年にフランス系改革派教区によって貧しい若者のために設立された教育施設にかかる文献である。
- (17) Voigt, op.cit.
- (18) *Kolonie*, S. III.
- (19) *Ibid.*, S. 359-360.
- (20) *Ibid.*, S. 359.
- (21) *Ibid.*, S. 360.
- (22) Tollin, Henri, *Geschichte der Französischen Colonie von Magdeburg*, Bd. 2, 1887, S. 241-242.
- (23) *Kolonie*, S. 359.
- (24) *Ibid.*, S. 79. 皇太子の肖像はS.80と81の間に配されており、キャプションにはFriedrich Wilhelmとあるが、実際には、わずか99日の在位で亡くなった、第2代ドイツ皇帝フリードリヒ3世と思われる。
- (25) *Ibid.*, S. 1-8 .
- (26) *Ibid.*, S. 8-14.
- (27) *Ibid.*, S. 14-21.
- (28) *Ibid.*, S. 20f.
- (29) *Ibid.*, S. 56f.
- (30) *Ibid.*, S. 57.
- (31) *Ibid.*, S. 34.
- (32) *Ibid.*, S. 34-37.
- (33) *Ibid.*, S. 35.
- (34) *Ibid.*, S. 37.
- (35) *Ibid.*, S. 34f.
- (36) *Ibid.*, S. 35.
- (37) *Ibid.*, S. 35.
- (38) *Ibid.*, S. 35.

- (39) *Ibid.*, S. 37-38.
- (40) *Ibid.*, S. 109-110.
- (41) *Ibid.*, S. 110.
- (42) ヴェルダール教会の古い建物。カール・フリードリヒ・シンケルの設計で知られるフリードリヒスヴェルダール教会は、1831年に竣工した新しい建物である。
- (43) *Ibid.*, S. 110-114.
- (44) *Ibid.*, S. 89-91.
- (45) *Ibid.*, S. 96.
- (46) *Ibid.*, S. 152-157.
- (47) *Ibid.*, S. 157-166.
- (48) *Ibid.*, S. 166-168.
- (49) *Ibid.*, S. 168-169.
- (50) たとえば *Ibid.*, S. 160.
- (51) *Ibid.*, S. 157.
- (52) *Ibid.*, S. 157.
- (53) *Ibid.*, S. 157-158.
- (54) *Ibid.*, S. 157.
- (55) *Ibid.*, S. 254.
- (56) *Ibid.*, S. 254.
- (57) *Ibid.*, S. 192f.
- (58) *Ibid.*, S. 210.
- (59) *Ibid.*, S. 254.
- (60) *Ibid.*, S. 223.
- (61) *Ibid.*, S. 201.
- (62) *Ibid.*, S. 206.
- (63) *Ibid.*, S. 199.
- (64) *Ibid.*, S. 214-215.
- (65) *Ibid.*, S. 267.
- (66) *Ibid.*, S. 279.
- (67) *Ibid.*, S. 285-296.
- (68) *Ibid.*, S. 296-301.
- (69) *Ibid.*, S. 301-311.
- (70) *Ibid.*, S. 312-314.
- (71) *Ibid.*, S. 316.
- (72) *Ibid.*, S. 317-319.
- (73) *Ibid.*, S. 320-322.
- (74) *Ibid.*, S. 360.
- (75) *Ibid.*, S. 322-327.
- (76) *Ibid.*, S. 328-329.
- (77) 「子孫たちの集合的記憶」28頁。

【付記】

本稿は、本学の平成30年度特別研究奨励費の成果の一部である。

（つかもと えみこ 歴史学科）

2021年11月15日受理